

同 意 書

下記項目内容を確認、承諾の上✓を付けてください。

※該当しない項目についても✓を付けてください。

No.	項目	承諾しました。
1	申込書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、入園決定を取り消すことがあります。なお、この場合においては、入園決定取消しの異議申立て等はありません。	☐
2	利用調整は、申込締切日までに提出された書類により行います。締切日後に提出された書類は、次回審査から考慮します。なお、提出された書類は返却できません。	☐
3	希望するすべての保育施設について、見学等により保育内容（保育方針、慣らし保育、開所時間、延長保育等）を確認、納得したうえで申込をします。	☐
4	指定された期日までに、保育の必要性を証明する書類及び利用者負担額（以下「保育料」という。）の算定に必要な書類を提出していただきます。なお、特別な理由がなく提出しなかった場合は、入園決定取消し又は退園となります。この場合においては、当該決定に対し異議申立て等はありません。	☐
5	保育施設の利用調整、教育・保育給付認定又は実費徴収に係る補足給付費の受給資格に関し必要な場合は、私の世帯の住民登録、住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護利用状況、在園状況及び世帯情報等を調査・確認（教育・保育給付認定については、マイナンバーを用いた情報連携及び他の行政機関等へ必要な資料の提供依頼することを含む。）することに同意します。なお、実費徴収に係る補足給付費は児童が在籍する（在籍した）特定教育・保育施設等に対して支払います。	☐
6	書類の審査等に時間を要するため、教育・保育給付認定の通知が申請日に係らず最長で利用調整結果の通知日まで延期となる場合があります。	☐
7	保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）の提出がない場合は、「求職活動休止中（求職活動を常態としていないもの）」の指数を適用し、保育短時間認定となります。	☐
8	就労証明書の証明内容について、事実と相違がないことを確認しました。 就労証明書の記載不備等で就労状況が確認できない場合や、退職等により保育を希望する月の1日時点で事由が消滅する場合は、「就労」の指数を適用できない場合があります。	☐
9	就労証明書において、就労開始（予定）日が保育を希望する月の申込締切日以前であっても、就労開始（予定）日が証明日の翌日以降の場合、「内定」の指数を適用します。その場合、保育を希望する月の申込締切日までに、証明日が就労開始（予定）日以降となっている就労証明書の追加提出があれば、原則「就労」の指数を適用します。	☐
10	保育の必要性を確認するため、勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。	☐
11	希望の保育認定必要量が確認できない場合は、以下のとおり保育必要量を決定します。 (a) 保育を必要とする事由や就労時間等により保育標準時間(最大11時間)の要件を満たしている場合 ⇒ 保育標準時間（最大11時間） (b) 保育を必要とする事由や就労時間等により保育標準時間(最大11時間)の要件を満たしていない場合 ⇒ 保育短時間（最大8時間）	☐
12	家庭的保育など8時間開所の保育施設に入園決定した場合は、保育短時間認定となり、原則として最大8時間の利用となります。	☐
13	食物アレルギーや宗教上の理由などにより制限されている食物がある場合は、申込児童と一緒にすべての希望施設を見学し、受入れ態勢を確認したうえで申込をしていただきます。確認していない場合は、入園できない場合があります。	☐
14	障害児や特別な配慮が必要な場合は、申込児童と一緒にすべての希望施設を見学し、受入れ態勢を確認したうえで申込をしていただきます。確認していない場合は、入園できない場合があります。	☐
15	利用調整及び決定時に、世帯情報（住所、電話番号、教育・保育給付認定に係る情報等）や申込児童の状況を希望施設（入園後については、入園施設）へ情報提供します。	☐
16	[市外保育施設を申込む方] ① 希望保育施設のある市区町村に提出締切日と必要書類を確認のうえ、申込をしてください。 ② 八王子市を通して申込をする場合、受付した申込書等を希望保育施設のある自治体へ送付する方法は郵送のみとなります。メールやFAXで送付することはできません。	☐
17	[市外から申込む方] 提出書類については、八王子市様式のものが必要となります。また、転入予定がある場合は、「転入誓約書」及び「転入予定であることがわかる書類」の提出が必要です。なお、入園決定月の前月末日までに転入手続き及び保育施設入園申込手続きを行わなかった場合、入園決定を取り消すことがあります。 また、八王子市での利用調整結果等の情報を居住自治体へ提供する場合があります。	☐
18	[出産事由で申込む方] 出産事由の在園期間は、分娩予定月の2か月後の末日までとなります。再度入園を希望する場合は、改めて申込が必要となります。	☐

※裏面があります。必ず確認してください。

No.	項目	承諾しました。
19	[2人以上同時に申込む方] 「同時に同じ保育施設の入園のみを希望する」または、「同時に入園できれば別々の保育施設でも入園を希望する」を選択した場合、申込児童のうち1人が入園可能でも、他の児童が入園できなければ全員が保留となります。なお、「1人だけでも入園を希望する」を選択した方で、1人だけ入園決定となった場合、就労等の在園要件を満たさなければ退園となります。	☐
20	[求職活動中、内定又は月48時間未満の就労で申込む方] 入園後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することで、引き続き在園することが可能になります。入園した月の翌々月15日（15日が土・日曜日または祝日の場合は、直前の本庁開庁日）までに、「就労証明書」の提出がない場合は、入園した月の翌々月末日をもって退園となります。	☐
21	[就労中で分娩予定が有る方] 就労中で分娩予定が有る場合、又は産前・産後休暇取得中の場合は、分娩（予定）月及びその前後各2か月を「就労要件」で申込可能です。「就労要件」で申込をする場合は、保育施設利用申込書裏面「1 家庭状況」の母親の事由を「就労」にのみ○を記入してください。「出産」に○がある場合は、分娩（予定）月及びその前後各2か月を「出産要件」での申込として取扱います。なお、申込後、妊娠し分娩予定月及びその前後各2か月を「出産要件」で希望する場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」及び「母子手帳のコピー（保護者名及び分娩予定日が確認できるページ）」を提出してください。また、「就労要件」又は「出産要件」で申込み、入園決定した場合の取扱いはNo.18及びNo.22～24のとおりです。	☐
22	[産前・産後休暇中又は産前・産後休暇取得予定で申込む方] 就労の事由で申込を行い入園決定月の1日時点で産前・産後休暇を取得している場合、産後休暇取得後、育児休業を取得せずに職場復帰していただきます。復帰後の勤務内容については、原則として提出していただいた就労証明書の内容での復帰をしていただきます。なお、申込児童のための産前・産後休暇だけでなく、申込児童以外の子の産前・産後休暇であったとしても職場復帰の対象となります。産後休暇取得後、職場復帰せずに育児休業を取得した場合は退園となります。	☐
23	[育児休業中又は育児休業取得予定で申込む方] 就労の事由で申込を行い入園決定月の1日時点で育児休業を取得している場合、入園決定月の末日までに職場復帰していただきます。復帰後の勤務内容については、原則として提出していただいた就労証明書の内容での復帰をしていただきます。なお、申込児童のための育児休業だけでなく、申込児童以外の子の育児休業であったとしても職場復帰の対象となります。期日までに職場復帰しなかった場合は退園となります。また、決定した児童とすでに在園している兄弟姉妹との間で、認定（保育必要量）が異なる場合があります。兄弟姉妹で認定を揃えることを希望する場合は、別途手続きが必要です。	☐
24	[転園を申込む方] ① 転園は、決定と同時に在園中の保育施設に他の児童の入園が決定します。したがって、いかなる理由があっても在園中の保育施設へ戻ることはできません。 ② 保育の必要性を証明する書類の提出がない場合、「求職活動休止中（求職活動を常態としていないもの）」の指数を適用し、利用調整の結果に関わらず転園希望月から求職活動要件となります。また、保育必要量については、保育短時間認定となる可能性があります。 ③ 就労の事由で申込を行い、転園決定月の1日時点で転園決定児童以降の子の出産のため産前・産後休暇又は育児休業を取得している場合、原則No.22又はNo.23と同様に職場復帰をしていただきます。ただし、転居等により通園が著しく困難である場合等やむを得ない事情がある場合については、育児休業を取得又は継続することができず。	☐
25	[令和7年度保育施設利用申込をしている方（申込予定の方含む）] 先に令和7年度の入園決定した場合、令和8年度4月の申込は転園の申込として取扱います。令和7年度入園決定した施設へ、令和8年4月以降も引き続き通う場合は令和8年度の申込を速やかに取下げしてください。	☐
26	[入園決定後、在園中の育児休業期間中の特例保育について] 第二子以降の出産で育児休業を今後取得するときは「就労証明書（育児休業の取得予定期間が記載されたもの）」及び「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。なお、育児休業期間中は保育短時間認定となります。	☐
27	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入している保育施設の場合は、入園決定児童が災害共済給付制度へ加入します。※保護者負担は発生しません。	☐
28	自己都合により月の初日から1か月を超えて登園しない場合や、登園日数が著しく少ない月が続いた場合は、退園となります。	☐
29	[退園の手続きについて] 保育施設の利用が不要となった場合は、原則退園する月の15日（15日が土・日曜日または祝日の場合は、直前の本庁開庁日）までに手続きが必要です。なお、月途中での退園や過去にさかのぼっての退園はできません。	☐
30	3歳児クラス以上の児童が入園決定した場合は、入園決定した施設が定める給食費（副食費）を施設が指定する期日までに施設に直接支払う必要があります。	☐
【署名欄】 No.1からNo.30までの項目について、承諾しました。 年 月 日 保護者氏名 _____		